

国土審議会持続可能な国土管理専門委員会資料

日 時：平成19年2月17日（金）

テーマ：農村景観保全と土地利用について



豊後高田市

「田染莊」景観保全への経緯

- ・昭和 56 年 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館中心による「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」が始まる
- ・昭和 61 年 調査完了 この頃より田染莊保存の動きが始まる
- ・平成 2 年 6 月 田染莊莊園村落遺跡史跡指定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、第 1 回を開催する
(指定予定地区：小崎、間戸、陽平、路、真木、大曲)
- 9・10・12月 第 2・3・4 回検討委員会の開催
- ・平成 4 年 4・6 月 第 5・6 回検討委員会の開催
- 6 月～9 月 田染莊莊園村落遺跡史跡指定予定地区 6 地区で説明会の実施
- ・平成 5 年 1 月 田染地区区長会で史跡指定説明会の実施
- ・平成 6 年 1 月 田染地区区長会で史跡指定説明会の実施
- 8 月 第 7 回検討委員会の開催
- ・平成 7 年 1 月 田染地区区長会で史跡指定説明会の実施
- 隣接する嶺崎地区を中心とした水田ほ場整備の計画策定
小崎地区は、文化財指定の関係においてほ場整備の計画から除外される。
- 11月 第 8 回検討委員会の開催
内容：学識経験者を入れて小崎地区に対する史跡指定について議論する。
出席者：伊藤文化庁調査官、後藤別府大学教授、海老澤早稻田大学教授、
服部九州大学助教授、飯沼別府大学助教授、真野宇佐歴史民族資料館課長、
教育長外職員
- 11・12月 小崎地区に対する史跡指定に向けての地区説明会を実施
- ・平成 9 年 5 月 「嶺崎地区担い手育成基盤整備事業に係る要望書」が小崎地区より提出される ⇒ほぼ全世帯
市としては、史跡指定困難と判断する。
- ・平成 10 年 8 月 第 12 回検討委員会の開催
出席者：賀川別府大学名誉教授、後藤別府大学教授、海老澤別府大学教授、
服部九州大学助教授、飯沼別府大学助教授、渋谷文化財係長
教育長外職員
- 12月 市長交代（現永松市長）
小崎地区をほ場整備することで引継を受ける。
- ・平成 11 年 3 月 嶺崎地区ほ場整備編入のタイムリミットを迎えるとともに遅れた責任を追及される。
- ・平成 11 年 4 月 第 13 回検討委員会を開催
内容：小崎地区における景観保存かほ場整備かについて議論を行う。
出席者：伊藤文化庁調査官、海老澤早稻田大学教授、服部九州大学教授、
飯沼別府大学教授、渋谷文化財係長、真野宇佐歴史民族資料館課長
永松市長外教育委員会関係課職員

		市：地元住民の意思に従い、ほ場整備を実施したい旨を説明する。 学識経験者：田染荘の歴史的価値について説明し、景観保存するよう要望する。 市：学識経験者の意思を受け入れ、小崎川左岸の土地（4 ha）について保存することを決意する。
4月以降	田染荘を原風景で保存する方向で地区有力者との話し合い 田園空間博物館構造の調査、検討を行う。	
	市、農水省の「田園空間博物館構想」導入を決意し、県と協議する。	
8月	小崎地区全体説明会の実施 「田園空間整備事業」導入について地元同意 出席者：市長外関係課長、海老澤早稲田大学教授、地元住民 (内容) 田染荘整備計画構想	
	提案 ① 原風景の保存を小崎全地区（24 ha）とする。 ② 農作業の機械化を行う。 ③ 高齢化してもできる農業としてグリーンツーリズムを行う。	
	対策 ① 最低限の農作業の機械化が行える農道、水路、排水路の整備の実施し、費用は市が負担する。 ② 主管課を農林水産課にするとともに、職員を1人専任させる。	
9月	地区住民による田染荘園の里推進委員会が結成される。 ・・・その後定期的開催 <常に市長も出席>	
11月	小崎地区グリーンツーリズム先進地視察・・・視察先 福岡県浮羽町 視察後、住民の考えも前向きになる。	
・平成12年 1月	田園空間整備事業研修会 県及び市関係課	
5月	第1回 荘園水田オーナー募集 (当初 30組 地元の人中心) (現在 147組 うち市外の人110組)	
6月	第1回 水田オーナー田植え交流会（御田植祭）	
7月	田園空間博物館整備検討会の開催（その後継続して検討会を開く）	
11月	検討委員会の開催 (内容) 田園空間整備事業による整備について意見を聴く。 出席者：伊藤調査官、賀川教授、飯沼教授、海老澤教授、服部教授、真野副館長、渋谷課長補佐、県及び市関係課	
・平成13年	田園空間整備事業が採択される。	
	事業着手	
・平成18年度	田園空間整備事業完了予定	
問題点	◎住民の高齢化（平均年齢65歳→72歳） ◎グリーンツーリズムが軌道にのっていない。	

「田染荘」小崎地区の莊園村落遺跡と莊園の里づくり

1 小崎地区の概要

小崎地区は中世（平安・鎌倉時代）の莊園村落の姿を色濃く残す地域として、日本有数の貴重な文化遺産となっているところであります。

また、周囲は間戸の岩屋・烏帽子岳・西叡山などの奇岩の山塊に囲まれ、谷間を小崎川の清流がそそぎ、四季折々に変化する美しい景観は、まさに農村の原風景そのものと言えます。

総 戸 数・・・51戸（内農家数 17戸）

総 人 口・・・138人（高齢化率40.1%）

耕作面積・・・24ha

主要作物・・・水稻・乾椎茸・なばな・なす



2 小崎地区の歴史・文化

小崎地区の水田は、743年の墾田永年私財法の成立によって、開墾した水田の私有が認められるようになって以来、この地を豊かな水田地帯にしようと幾多の人々や宇佐八幡宮の力によって開発されたと言われています。

やがて、開墾された水田は中世屈指の大領主となった宇佐八幡宮の支配する莊園となり、ここに田染荘が誕生しました。その範囲は現在の豊後高田市

田染地区（旧田染村）の地域と推定されています。

田染荘は宇佐八幡宮の「本御荘十八箇所」と呼ばれた根本莊園の一つで、宇佐八幡宮が最も重要視した莊園であったといわれております。



3 莊園水田の活用状況

ここ小崎地区では、数百年に渡って中世からの景観を現在まで守り受け継いできました。このためほ場条件（特に農道や農業用用排水路の条件）はあまり恵まれていない中で、水稻作を中心に営農が行われてきました。近年は、過疎化・高齢化の進行に伴って作業効率の悪い山間部の方から耕作されない水田も目立つようになってきました。

しかし、現在、小崎地区では荘園村落遺跡の保存と同時にこの遺跡（荘園水田や景観）を活用してオーナー制に取り組むなど、都市と農村の交流による新たな地域おこしを展開しています。

4 荘園の里づくりの概要

小崎地区では、中世荘園村落遺跡の保存・活用の決定とともに「荘園の里推進委員会」という組織を結成した。現在、この組織を中心に地域に賦存する資源を再評価し、これを保全・復元・活用することによって、人と自然の共生の場、都市と農村の共生の場「荘園の里」づくりに取り組んでいます。

【ソフト事業】

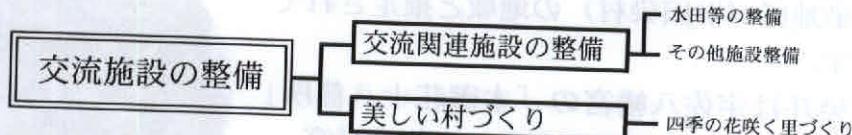
この地区には、荘園の中心をなす水田をはじめ、畑、山林、農林産物、資源景観、歴史・文化、伝統行事、郷土料理等、人と自然が織りなしてきた素晴らしい資源が数多く存在している。そこで、荘園の里では、これらの地域資源を最大限活用して都市と農村の交流による地域活性化を図ろうとしています。

最初の取り組みとしては、平成12年度より水田のオーナー制度（荘園領主制度）に取り組んでいます。毎年、6月第2週日曜日には、御田植祭、10月第2週日曜日には収穫祭を開催し、荘園領主の方々を招き、荘園の里ならではの交流を行っています。

今後はさらに市内にある農業体験が行える地区と連携し、様々な体験コースの設定を行うと共に荘園の里ブランド品を開発するなどして、多くの都市住民に提供していきたいと考えています。



【ハード事業】



小崎地区では、荘園村落遺跡や自然景観などのほか、地域の産業や住民の生活そのものまで含めた有形・無形の地域資源を対象として「地域全体が博物館」という構想の下に田園空間博物館として田園空間整備事業（国庫事業）が平成13年度より実施しています。この事業では営農継続のため最低限必要な農道や農業用用排水路の整備等が整備されています。

また、景観づくりについては、交流人口拡大のために不可欠な要素であるため、今後も地域住民が主体となって中世のムラにふさわしい美しい村づくりを行っていきたい。（3月中旬から4月 花モモ、8月中旬から9月 彼岸花）



平成5年
当時



平成18年
現在

豊後高田市大曲の棚田

平成5年当時は、中世の面影をよく残す豊後高田市大曲の棚田は学識経験者には絶景の風景でした。しかし現在では、耕作者が1戸しかないとため水田として利用できていません。歴史的に価値のある棚田水田であるが水田として利用されていないためその価値も低い状況となっています。

田園空間整備事業（並石地区ほ場整備 5 h a）

＜整備前＞



＜整備後＞



並石地区は、棚田水田であるが田園空間整備事業で 5 h a について水田の一部を狭地直しによる工法で実施

受益面積： 5 h a

田染荘小崎地区での交流体験



御田植祭



献穀祭



収穫祭

田染荘小崎地区では、交流体験として農業体験や農泊体験、

わら細工体験等の様々な体験が楽しめます